

高浜発電所の安全確保について

関西電力株式会社高浜発電所については、昨年6月、1、2号機の60年までの運転期間延長の認可がなされ、また、本年3月には3、4号機に関する運転差止め仮処分が取り消されたことにより、再稼働の準備が進められている。また、大飯発電所についても、再稼働に向けた作業が進められている。

しかしながら、昨年2月の高浜発電所4号機における水漏れ及び原子炉自動停止、さらに本年1月の2号機におけるクレーン倒壊事故が相次いで発生したことから、地域の安全に影響を及ぼしかねない事態が続いており、住民の不安は大きい。

そのため、国としても事業者に対し、原子力発電所の安全性向上と、徹底した情報公開について、不断の検証に基づき指導・監督を強化するよう強く求める。

併せて、平成28年熊本地震の発生や、原子力防災訓練の成果を踏まえ、下記事項についても、引き続き精力的に取り組まれるよう、要請する。

また、国としては、原子力発電に相当程度依存する現在のエネルギー政策を早期に転換すべきである。

記

- 1 関係自治体の関与の明確化等次の点を含めた包括的な制度的枠組みを整備すること。
 - 国の責任の明確化
 - 同意を求める自治体の範囲（自治体の関与のあり方）
 - 再稼働の手続きと判断基準
 - 避難計画の実効性

- 2 いわゆる原子力安全協定について、事業者の自主的な取組に任せることなく、次の点に係る基準を定めること。
 - 対象自治体の範囲
 - 協定に定めるべき基本的な内容

- 3 施設のさらなる安全性向上を図るとともに、次の点について住民避難等緊急時対応の実効性確保を図ること。あわせて、これらに対する人件費を含めた財政措置を行うこと。
 - 広域避難の際の渋滞解消
 - 複数避難経路の確保など避難路のインフラ整備

- 避難車両及び運転員の確保、特に要支援者対策の広域調整
 - 安定ヨウ素剤の配布や医療関係者などの人員体制の確保
 - 広域避難者の受入れに係る国と事業者の費用負担の明確化及び法令による制度の整備
 - U P Z外における国が実施する緊急時モニタリング体制や地方自治体の情報伝達体制の充実
 - 自衛隊等実動組織の運用計画の具体化
 - 実践的な訓練の実施
- 4 使用済み核燃料の処理や、廃炉に向けた対策など、原子力の「静脈」部分の整備を行うこと。
- 5 原子力政策について、様々な機会をとらえて積極的に説明を行い、住民の疑問や意見に対し、丁寧に対応すること。あわせて、40年超の原子力発電所の必要性和安全性など、なお残る近接自治体等の不安や懸念にも耳を傾け、真摯に対応すること。

平成 29 年 4 月 28 日

関西広域連合

連 合 長	井 戸 敏 三	(兵庫県知事)
副連合長	仁 坂 吉 伸	(和歌山県知事)
委 員	三日月 大 造	(滋賀県知事)
委 員	山 田 啓 二	(京都府知事)
委 員	松 井 一 郎	(大阪府知事)
委 員	荒 井 正 吾	(奈良県知事)
委 員	平 井 伸 治	(鳥取県知事)
委 員	飯 泉 嘉 門	(徳島県知事)
委 員	門 川 大 作	(京都市長)
委 員	吉 村 洋 文	(大阪市長)
委 員	竹 山 修 身	(堺市長)
委 員	久 元 喜 造	(神戸市長)